

予防接種・ワクチン分科会の設置について

1. 設置の趣旨

予防接種施策全般について、中長期的な課題設定の下、科学的な知見に基づき、総合的・恒常的に評価・検討を行い、厚生労働大臣に提言する機能を有する予防接種・ワクチン分科会を設置する。

2. 分科会の組織 及び所掌事務

◎ 予防接種・ワクチン分科会

1. 予防接種及びワクチンに関する重要事項を調査審議すること。
2. 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

○ 予防接種基本方針・政策部会

「予防接種の総合的な推進を図るための計画（基本計画）」について調査審議すること。

○ 研究開発及び生産・流通部会

開発優先度の高いワクチンに関するニーズ、開発、供給、ワクチンの生産・流通体制のあり方及び個別ワクチンの需給状況・価格に関する事項を調査審議すること。

○ 副反応検討部会

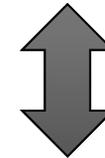
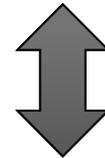
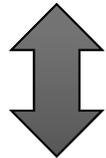
副反応報告等に基づく定期接種ワクチンの有効性、安全性の再評価について調査審議すること。

3. 予定時期

平成25年4月

予防接種・ワクチン分科会

1. 予防接種及びワクチンに関する重要事項を調査審議すること。
2. 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。



予防接種基本方針・政策部会



研究開発及び生産・流通部会

副反応検討部会

「予防接種の総合的な推進を図るための計画（基本計画）」（5年に一度改訂）について調査審議すること。

※基本計画についての素案を平成25年内に決議案としてまとめる予定

開発優先度の高いワクチンに関するニーズ、開発、供給、ワクチンの生産・流通体制のあり方及び個別ワクチンの需給状況・価格に関する事項を調査審議すること。

副反応報告等に基づく定期接種ワクチンの有効性、安全性の再評価について調査審議すること。（年3回程度開催）